

これまでの 函館市地域ケア全体会議について

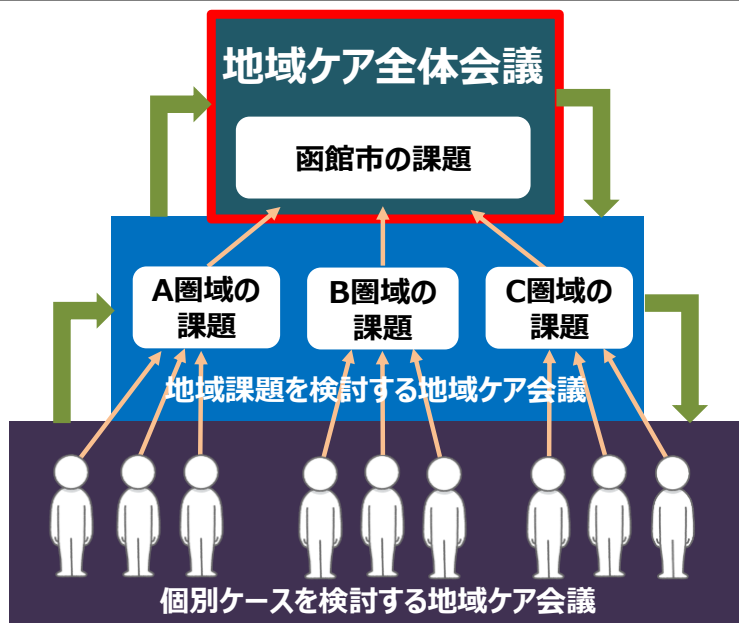
保健福祉部高齢福祉課

地域ケア会議

困っている高齢者の支援方法を検討するとともに、そこから地域に共通した課題を発見し、その解決方法をみんなで考える会です。



地域ケア会議の全体像



平成28年度地域ケア全体会議



平成28年度地域ケア全体会議

【取組方針を共有】

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を営むための、住民、関係機関、行政の総合力による地域づくり

1. 必要な知識の普及
2. 相談しやすい仕組みづくり
3. 火災リスクに気づく人を増やす

1. 必要な知識の普及

○支え合いのパンフレットの配布

40か所 約1,000部



1. 必要な知識の普及

○認知症サポーター養成講座

51回 1,649人 (H30.2末現在)



2. 相談しやすい仕組みづくり

○在宅福祉委員会との連携強化に向けて

- ・川原町在宅福祉委員会との意見交換
- ・社会福祉協議会との意見交換

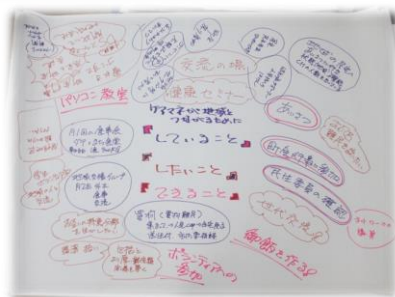
2. 相談しやすい仕組みづくり

○介護支援専門員と地域が つながる仕組みづくり

【第1回】

- 11月11日（土） 13：30～17：00
- 北海道教育大学函館校特別教室
- 参加状況
 - ・ 居宅介護支援事業所等の介護支援専門員
75人（131事業所中49事業所）
 - ・ 地域包括支援センター
10人（その他スタッフとして10人）

2. 相談しやすい仕組みづくり



2. 相談しやすい仕組みづくり

【第2回】

- 1月26日（金） 13:30～17:00
- 函館市総合保健センター 2階健康教育室
- 参加状況
 - ・ 介護支援専門員（日常生活圏域から1人）
9人
 - ・ 地域包括支援センター
10人

2. 相談しやすい仕組みづくり



2. 相談しやすい仕組みづくり

○地域見守り活動に関する協定を 締結している事業者との意見交換会

18事業所中 13事業所 17人



3. 火災リスクに気づく人を増やす

○火災予防のリーフレットの配布

20か所 約600部

火災予防で安全な地域づくりを！！

近年の住宅火災による死者数は、全国で1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。
高齢者で発生している、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしたい暮らしが継続できる地域づくりを行うための地域ケア会議でも、「火の危険が少なくならなければならぬ」という声が多く聞かれます。『認知症の重症化の増加により、火災が起きやすい状況』などの課題が多く聞かれています。
ひとりひとりが火災を避けることにはもちろんですが、火災予防についての知識をもと、家族や地域住民、みんなで大変な火災を予防し、高齢者のいのちを守りましょう。

○住宅火災による死者数の推移（全国）

年	死者数
1995	1,000
1996	1,000
1997	1,000
1998	1,000
1999	1,000
2000	1,000
2001	1,000
2002	1,000
2003	1,000
2004	1,000
2005	1,000
2006	1,000
2007	1,000
2008	1,000
2009	1,000
2010	1,000
2011	1,000
2012	1,000
2013	1,000
2014	1,000
2015	1,000
2016	1,000
2017	1,000
2018	1,000
2019	1,000
2020	1,000

○住宅火災発生数と高齢者（国勢調査）

国勢調査では、平成28年度の全火災件数より約2割の割合で、住宅火災は39万件でした。
住宅火災の発生場所は・・・
①たばこ（7割）
②こたし（16割）
③暖房機（15割）
となっています。

火災予防のために ～いのちを守る7つのポイント～

- ①電線は、雑沓やめましよう。
- ②ガスこまなどのそばを離れるとよい、必ず火を消しましょう。
- ③消火器を確保するために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ④喫煙、洗濯およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。
- ⑤火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を確保しましょう。
- ⑥高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣居間の協力体制をつくりましょう。

※中央委員：生活安全委員、民生部委員、青年学芸会を構成している事業者、介護福祉事業者、地域包括支援センター ※その他高齢者の火災に関する啓発活動の推進が目的として地域ケア会議によって取り組んでいます。

住宅用火災警報器について

住宅火災で死者が発生する原因は、火災に気づかず逃げ遅れによるものです。
火災の発生を早く気づくために、『住宅用火災警報器の設置』が義務付けられています。
警報器が設置されているのを確認すると共に、設置していないの場所を重点的にチェックしてください。
国勢調査では、平成28年12月31日現在、115件の設置義務があります。

高齢者について

死者が発生した住宅火災で、もっとも多いのが高齢者です。ただし、調理中、高齢者に気づく高齢者が原因とするケースがあります。
高齢者の高齢化に伴って『認知症』によることで予防できる能力、カーテンやじゅうたんを燃やすことなど、危険に火災が拡大することを知ることがあります。

○地域での見守りについて

国勢調査では、高齢化率が高くなるにつれて、今後も高齢化率は増加していく予想がされています。高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯、高齢者と認知症の併発など、火災の発生リスクも、自分で避難することが困難な世帯も増加しています。
「いつまでも自宅で暮らしたい」と思う人は多いと思いますが、高齢になっても、誰かがあってもおぼろげに地域で暮らすために、本人や家族だけでなく、地域全体の見守りも重要になってきます。
自保から地域全体で火災予防についての意識を高める取組みを行うとともに、真実を知りながら予防にできることが地域全体の安全を高めるので、ご協力をお願いします。

<あなたの町の相談窓口>

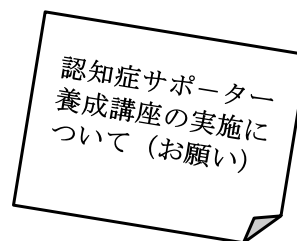
- 国領市地域包括支援センター
 - 住 所 国領市
 - 電話番号 -
- 国領市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口
 - 住 所 国領市東町4番13号（国領市役所2階）
 - 電話番号 21-3011

※国領市地域ケア支援センター（国領市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口）

3. 火災リスクに気づく人を増やす

○火の管理に関して高齢者と関わりのある事業所へ認知症サポーター養成講座のご案内

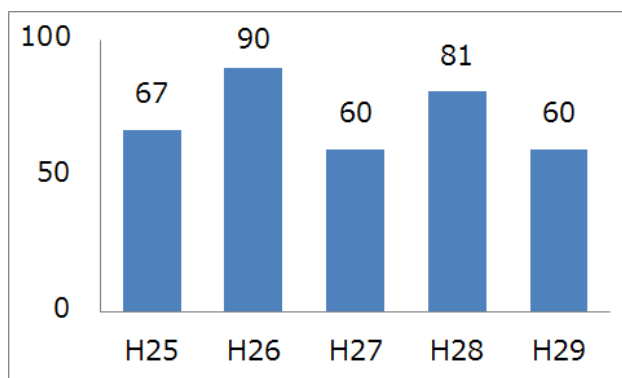
- ・ 函館地方石油業協同組合
36事業所
- ・ 北海道LPガス協会
65事業所



マメ知識

函館の火災 最少60件！

高齢者はコンロの消し忘れに要注意。
自動消火装置のあるものが便利です。

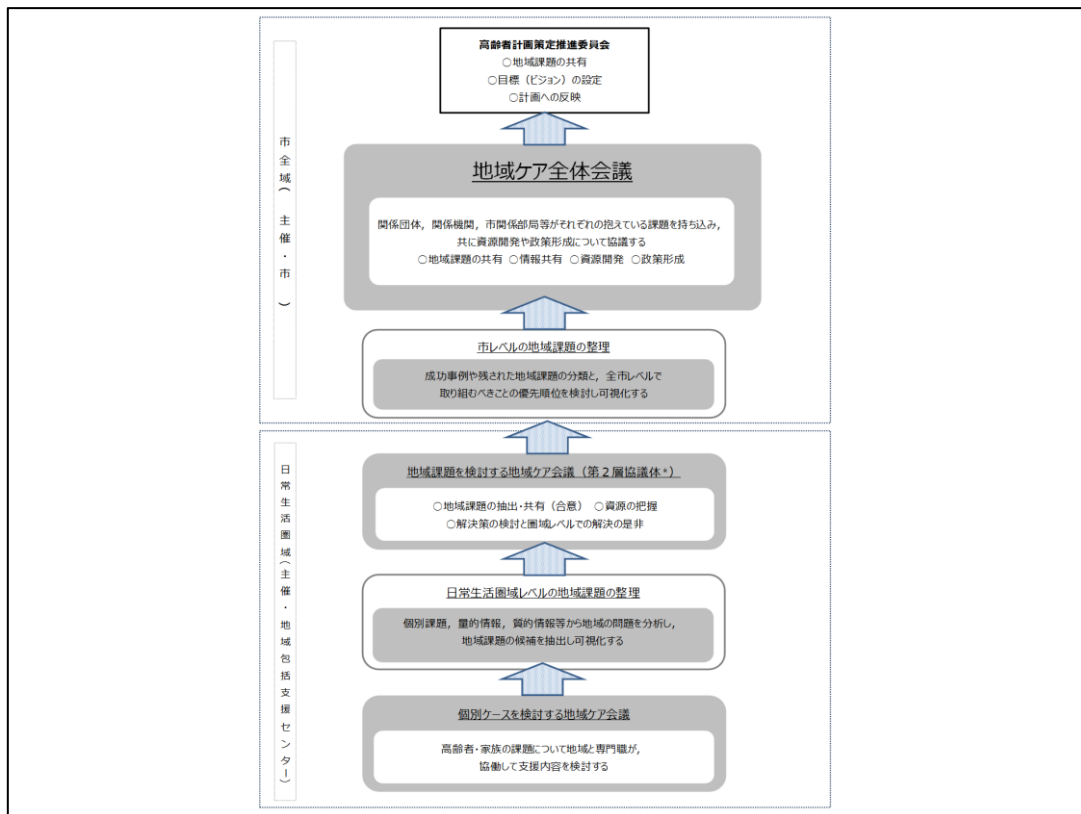


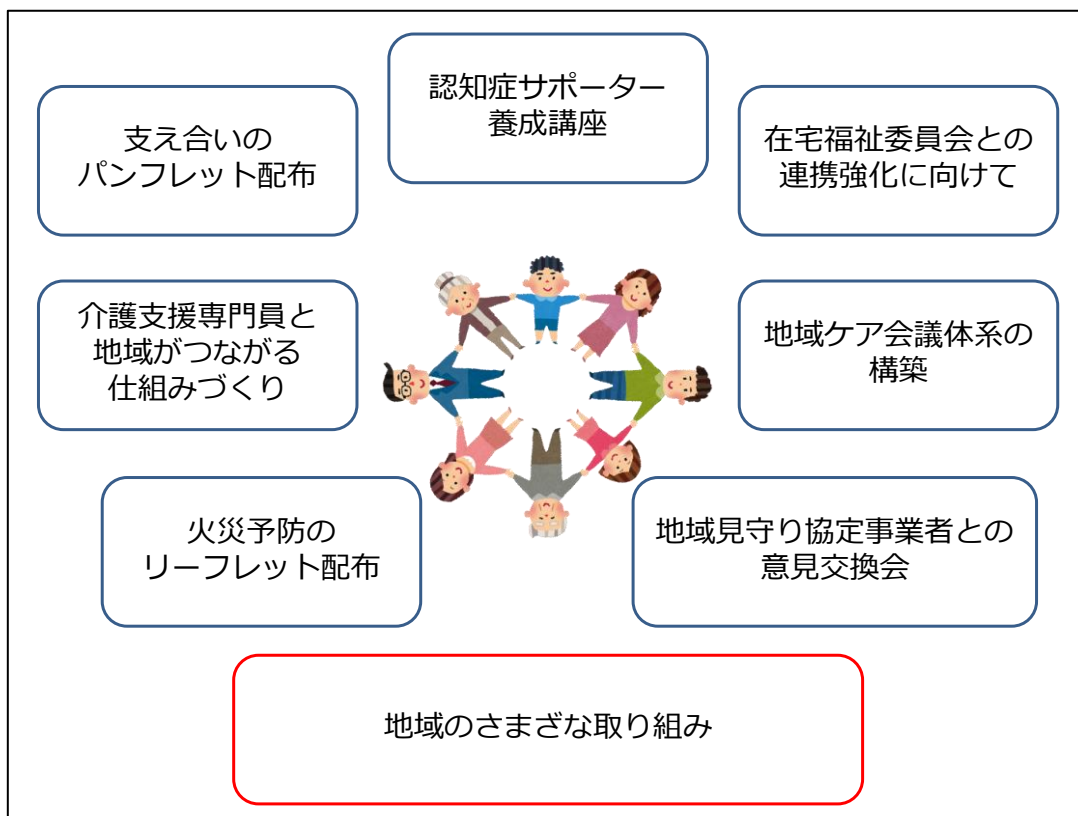
函館市消防本部予防課より



地域ケア会議体系の構築

- 第8次函館市高齢者保健福祉計画
第7期函館市介護保険事業計画（素案）
P.45参照





— メ モ —

基本施策 1	個別施策(2) 地域ケア会議の推進
	ア 地域ケア会議の開催
	イ 地域ケア会議体系の構築

取組の内容

ア 地域ケア会議の開催

地域住民，民生委員・児童委員など地域の支援者や専門的視点を有する多職種の参画により，地域ケア会議を開催し，高齢者やその家族に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るとともに，多職種・多機関が連携・協働し，地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

(ア) 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

日常生活圏域において，地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者，介護支援専門員等の多職種と連携・協働し，「個別ケースを検討する地域ケア会議」および「地域課題を検討する地域ケア会議」を開催し，個別ケースの支援を通じて，地域課題の把握を行うとともに，地域包括支援ネットワークの構築を進め，高齢者の自立支援や地域課題の解決に必要な社会資源の開発を推進します。

(イ) 市が主催する地域ケア会議(地域ケア全体会議)

日常生活圏域から抽出された地域課題を踏まえ，地域包括支援センターや関係機関，関連する会議体等と連携・協働し，『共に支え合うまち函館をめざして』をテーマに，「困った時に頼める人がいる」，「誰かの役に立っている」という市民が増えるよう，地域住民，関係機関，行政の総合力による地域づくりを行います。

トピックス

〔地域ケア会議〕

地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者，介護支援専門員等の多職種が集まり，個別ケースの支援内容の検討や地域の課題について話し合う会議。高齢者個人に対する支援の充実とともに，それを支える社会基盤の整備を同時に進めること。地域包括ケアシステムを構築していくための手法のひとつ。



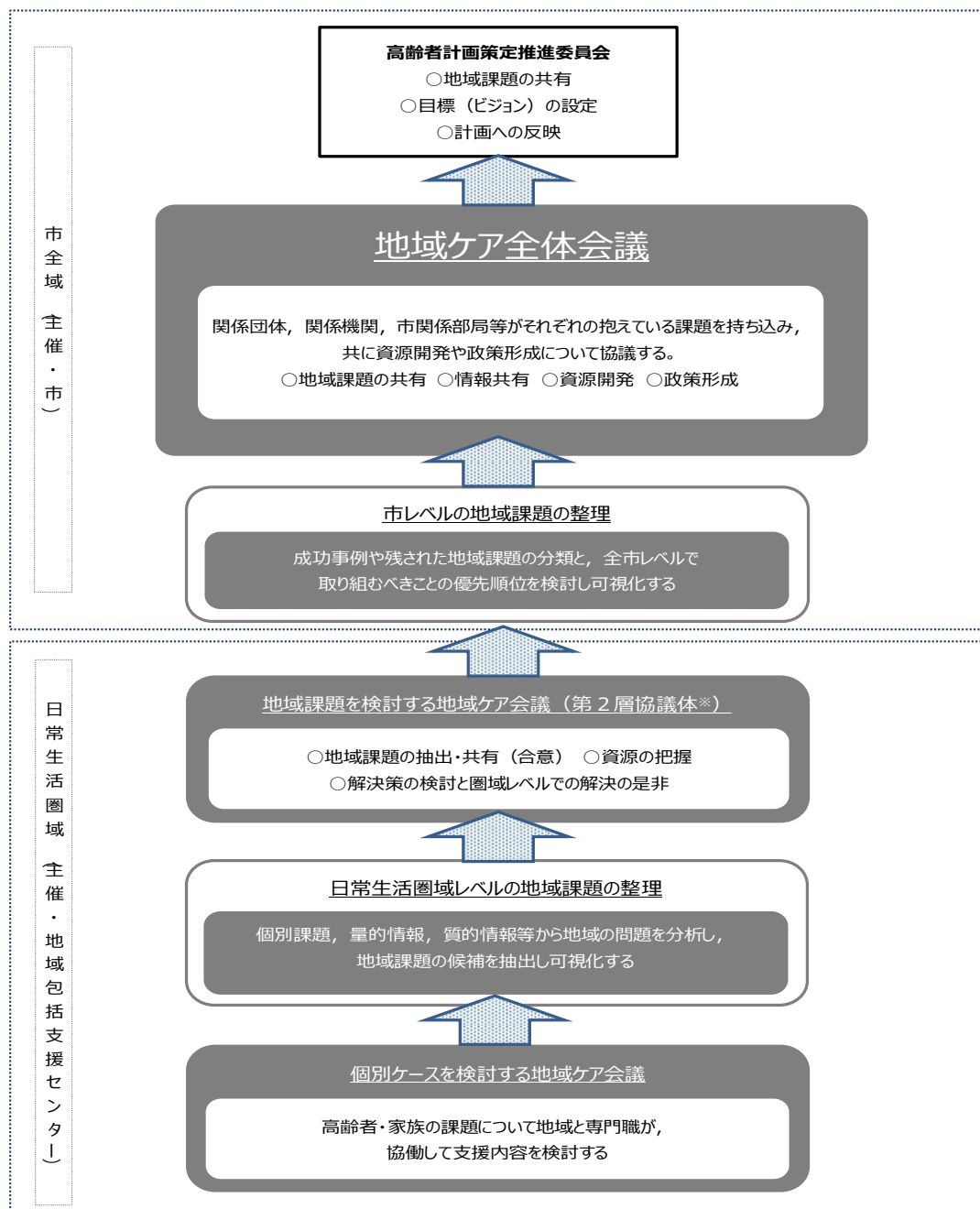
地域ケア全体会議の様子

取組の内容

イ 地域ケア会議体系の構築

地域包括支援センターと協働し、個別ケースを検討する地域ケア会議において自立支援型のケアマネジメント支援の視点を加えるほか、把握した地域課題の整理方法、既存の会議体等との連携体制を構築することについて検討を進めるなど、体系の構築と実効性のある仕組みづくりに取り組み、地域ケア会議の充実を図ります。

【函館市における地域ケア会議体系】



※生活支援体制整備事業における、日常生活圏域(第2層)単位に設置する協議体のことをいう。(42ページ参照)